



薬 第 1784-3 号

令和 3 年 1 月 22 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第 9 条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 1 月 22 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる 4 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第 9 条第 1 項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類

【通称名】5F-EDMB-PINACA

(2) (8R)-1-(シクロプロパンカルボニル)-N, N-ジエチル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキサミド及びその塩類

【通称名】1cP-LSD

(3)メチル＝[1－(4－フルオロベンジル)－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート及びその塩類

【通称名】AMB－FUBICA、MMB－FUBICA

(4)メチル＝3－メチル－2－[1－(ペント－4－エン－1－イル)－1H－インドール－3－カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類

【通称名】MMB－022、AMB－4en－PICA、
MMB－4en－PICA

(5) (1) から (4) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和3年1月23日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ
TEL:06-6941-9078 (直通)
FAX:06-6944-6701